



戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります。

制度の詳細はこちら 法務省民事局 戸籍 フリガナ 検索

戸籍法の改正により、戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。
戸籍に記載される予定のフリガナは、本籍地から届く通知書でお知らせします。
通知書が届いたら、フリガナを確認しましょう。

戸籍に記載される予定のフリガナの通知書が届きます

フリガナはありますか？

あつている

そのままにしておいていい
対応不要

通知書のフリガナが
令和8年5月26日以降
戸籍に記載されます

ちがう

届出必要

令和8年5月25日までに
届出をしてください